

国民健康保険税の軽減について

所得が一定以下の世帯に対する軽減制度

■対象世帯は？

世帯主及び被保険者（令和4年4月1日時点で16歳未満のかたを除く。）全員が前年中の所得について申告（所得税の確定申告または市民税・県民税の申告）をした世帯。前年中の所得がなかったかたや障害年金などの非課税所得のみのかた、税制度上の家族の扶養に入っているかたも適用を受けるには市民税・県民税の申告が必要です。

非自発的失業者に対する軽減措置

■対象者は？

事業所の倒産や事業主の都合による解雇などにより離職した65歳未満のかたで、雇用保険の受給資格があり、雇用保険受給資格者証の離職理由のコードが次のいずれかに該当するかた

	離職理由コード
雇用保険の特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
雇用保険の特定理由離職者	23・33・34

■軽減割合は？

国民健康保険税の所得割額は、前年中の所得により算定されますが、軽減に該当したかたは、前年中の給与所得を100分の30として算定します。

■軽減期間は？

離職日の翌日から翌年度末まで（他の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了）

軽減割合

世帯の所得の合計額	軽減割合
43万円+10万円× (給与所得者などの数-1)以下	7割
43万円+(28万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者数)+10万円× (給与所得者などの数-1)以下	5割
43万円+(52万円×被保険者及び特定同一世帯所属者数)+10万円× (給与所得者などの数-1)以下	2割

※軽減判定所得金額の計算には、擬制世帯主（会社などの健康保険に加入しているが、同じ世帯に国民健康保険加入者がいるため納税義務を負う世帯主）の所得を含む。ただし、保険税算定には含まない。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療保険制度に移行し、継続して同一の世帯に属するかた
※給与所得者などは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）及び一定の公的年金など（公的年金など収入60万円超（65歳未満）または125万円超（65歳以上））の支給を受けるかた

軽減後の均等割額

区分	基礎課税分 (医療分)	後期高齢者 医療支援金分	介護納付金分
軽減がない場合	23,700円	14,100円	14,700円
7割軽減後の額	7,110円	4,230円	4,410円
5割軽減後の額	11,850円	7,050円	7,350円
2割軽減後の額	18,960円	11,280円	11,760円

■軽減を受けるには？

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証及び保険年金課にある特例対象被保険者等に係る申告書を提出してください。

問合せ

保険年金課国民健康保険担当 ☎ 0480 (92) 1111 内線142~144

年金相談は

来訪相談（予約相談）や「ねんきんダイヤル」をご利用ください

年金事務所への来訪相談

予約方法

相談希望日1か月前から前日までに「予約受付専用電話」で予約してください。

※基礎年金番号を確認できる書類をご用意ください。

実施日

月～金曜日 ※実施時間帯は曜日で異なります。

予約受付専用電話

☎0570 (05) 4890

※050で始まる電話でかける場合は

☎03 (6631) 7521

受付時間

午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日・祝日・年末年始を除く。）

年金の一般的なお問い合わせ

「ねんきんダイヤル」

☎0570 (05) 1165

※050で始まる電話でかける場合は

☎03 (6700) 1165

受付時間

月曜日 午前8時30分～午後7時

火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日

初日の午後7時まで

※第2土曜日を除く祝日、年末年始は利用不可



問合せ

日本年金機構春日部年金事務所 ☎ 048 (737) 7112